

地域の人と農地の問題 を解決しませんか？

地域の皆さんで話し合って
農地中間管理機構
を活用しましょう

農業者の皆さんにお聞きいたします。

○ あなたの地域で、次のような 課題を抱えていませんか？

- ✓ リタイアする農家の増加や、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手はとても少ない。
- ✓ 遊休農地が増えてきている。
- ✓ このままでは、地域農業の将来は大変なことになる。

○ また、あなた自身の経営を 今後どうしていくおつもりですか？

- ✓ 農地を貸したいが、貸す相手がみつからない。
- ✓ 後継者の見込みがないので、自分で耕作できるうちは農業をやるが、その後のことは考えていない。
- ✓ 農地の受け手となり、規模を拡大したいが、なかなかうまくいかない。
- ✓ 分散している農地をまとめたいが、なかなかうまくいかない。

農業者の皆さん、

- 皆さんと同じように「人と農地の問題」を抱えた地域の中には、その解決への取組を進めた地域が全国各地で着実に増えてきています。
- そのような地域がたどったステップは、
一つ目、危機感の共有
二つ目、徹底した地域の話合い
三つ目、農地中間管理機構の活用 です。
- 三つのステップは、先進的な地域だけが取り組める特別な手法ではありません。
地域の皆さんで手を取りあえば歩いていける取組です。

ページをめくり、
三つのステップを是非ご確認ください。

一つ目、危機感の共有です

○ 解決を進めた地域でも、次のような状態から始まりました。

(1) 地域農業の将来は不安。

- ・ 高齢者が多く若手農業者がほとんどいない
- ・ 農地を安心して任せられる担い手がとても少ない
- ・ 遊休農地が増えてきている

(2) 一方で、自身の農業経営について、具体的な考えは固まっていない。

- ・ 高齢であり近いうちに農業から引退すると思うが、その後のことは考えていない
- ・ 遊休農地があるが、その解消までなかなか手が回らない

(3) いわば、総論と各論がミスマッチを起こしています。

○ このままでは地域の人と農地の問題解決は進みません。

地域農業の将来への危機感を地元の皆さんで共有し、行動を起こすこと、それこそが解決への第一歩です。

○ しかも、遊休農地を放置していると、固定資産税が重くなります。逆に農地中間管理機構に貸すと従来より軽くなります。

※ 遊休農地を放置している場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することとしております。この勧告を受けた農地は、固定資産税が通常の約1.8倍になります。

また、所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間固定資産税が1/2に軽減されます。

○ いまこそ、地域の皆さんで危機感を共有し、人と農地の問題解決に向けて話し合いを行ってみませんか？

危機感を共有できたら、
二つ目、徹底した地域の話合いです

二つ目、徹底した地域の話合いです そして、その成果をまとめるのが 「人・農地プラン」です

○ 「話し合い」の始め方

- (1) 担い手である農業法人・認定農業者・新規就農者等、農地の貸し手である農地持ち非農家・高齢農家等を含め、多くの方に参加してもらいましょう。
市町村や農業委員会と連携して始めるとよいでしょう。
- (2) 地域の人と農地の問題を解決するための方法について話し合きましょう。

- ✓ 地域の将来の担い手は十分いるか
- ✓ 担い手が十分いない場合、どうやって担い手を確保するか
- ✓ 担い手にどうやって農地利用を集積・集約化していくか ←
- ✓ リタイアする人は、農地をどうしたらよいか ←

農地中間管理機構
がお役に立ちます

- 話し合いの成果は、市町村が皆さんと協力して「人・農地プラン」としてまとめます。それは、具体的な「未来の設計図」です。

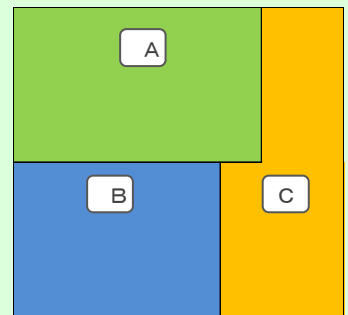
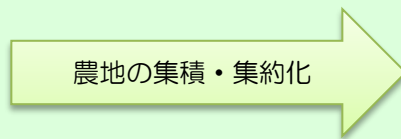
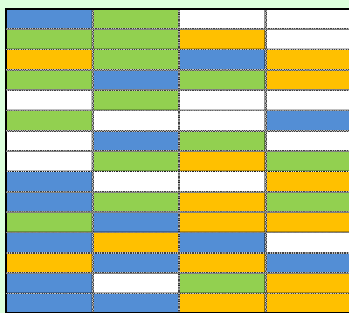
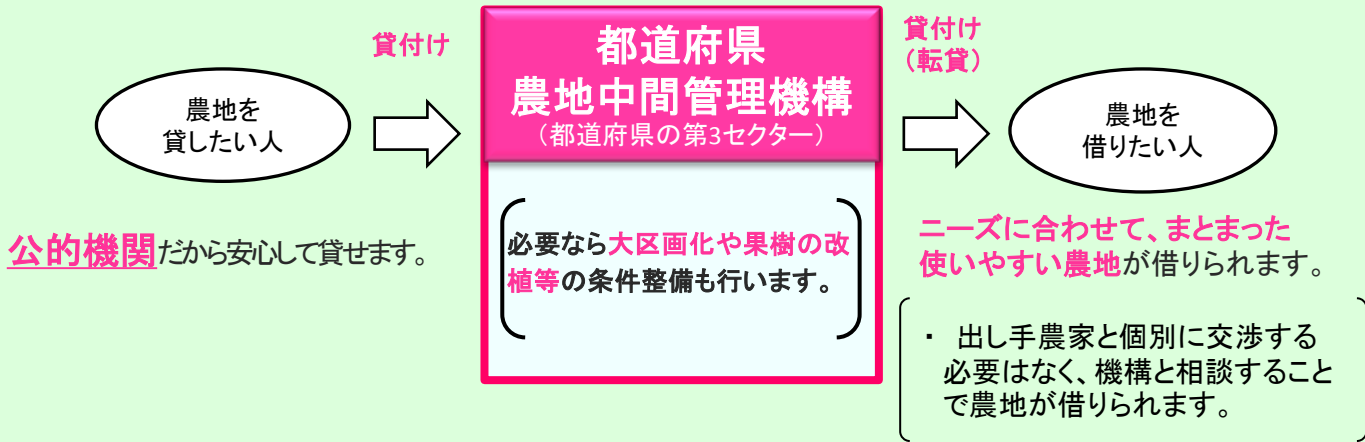
- 「人・農地プラン」は一度作っておしまいではありません。
毎年、人は歳をとります。農地の状況も変わります。
毎年、皆さんで話し合う機会を持ち、ぜひプランをよりよいものに見直しましょう。

- 農地の貸し借りで担い手に農地利用を集積・集約化する際には、農地中間管理機構の出番です。

三つ目、農地中間管理機構の活用
については次のページです

三つ目、農地中間管理機構の活用です

○ 機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



○ 機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・ 賃料は確実に支払われます。
- ・ 遊休農地になる心配もありません。
- ・ 転貸先の農家と個別に交渉する必要はなくなります。

○ 機構はこのようなときに活用できます。

リタイアするので農地を貸したいな! と思ったら・・・
遊休農地を解消したいな! と思ったら・・・

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな! と思ったら・・・

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形にしてまとめて転貸します。

○ **地域ぐるみで機構を活用することで、地域の理想的な農地利用が実現しやすくなります!**

○ **機構を通じた取組を後押しするための支援措置も用意しています。**

- ✓ 農地中間管理機構への出し手に対する機構集積協力金
- ✓ 農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置
- ✓ 基盤整備、果樹園地に対する支援
- ✓ 金融支援、農業用機械等の導入支援 など

詳細は、13ページへ

○ **皆さん、人と農地の問題解決のため、
地域で危機感を共有し、
徹底した話し合いを行い、
地域農業の将来像を描き、
その実現のために
農地中間管理機構を活用しましょう!**

○ **まずは、
市町村、農業委員会 等
農地中間管理機構、都道府県
農林水産省 にご相談ください。**

農地中間管理機構の活用事例

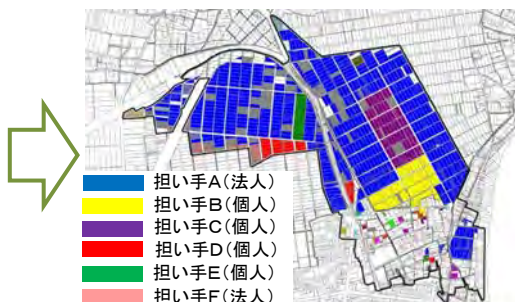
事例① 危機感を持った農業者による法人設立と集約 (新潟県長岡市榎山町地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 地区内農業の現状を憂慮した有志の担い手が、法人設立と農地集積・集約化を目指し、研究会を設立。制度等の勉強のほか、法人に加入しない担い手にも農地集積・集約化の効果等を説明し、合意形成。
- 分散錯圃の解消に向けた担い手同士の話し合いで耕作希望エリアを明確化し、集約後の姿を協議・共有。さらに、賃料・契約方法等を統一することで農地所有者の同意がスムーズに得られ、機構を活用した農地集積・集約化が実現。
また、持続的な農地集積・集約化を進めるため、榎山町農地集積組合を設立。
- 集約化に併せ、畦畔除去を実施。



活用前 集積面積 51.0ha(集積率 62%)



活用後 集積面積 75.0ha(集積率 91%)

【機構の活用実績】

借入面積	62.0ha
転貸面積	62.0ha
新規集積面積	24.0ha

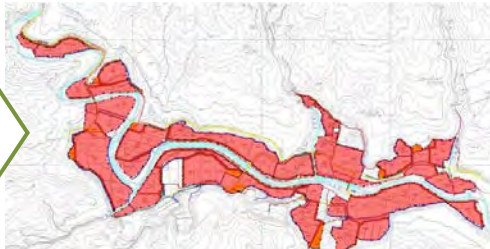
事例② 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農地の集積・集約化 (山形県飯豊町上郷地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 農地の遊休化等を憂慮した担い手が町と集落ビジョンづくりワークショップを開催し、将来の受け皿となる法人の設立と基盤整備の実施により集落を維持・活性化させていくプランを策定。第一段として法人が設立された。
- 基盤整備の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用する方向で地元説明会を開催することとなり、担い手・県・町・機構で調整を複数回実施。
今後は、平成30年度から基盤整備に着工、平成37年度に地区内農地のすべてを法人に集積し、集積率100%となる予定。
- 整備完了後は、枝豆、アスパラガス等の高収益作物を導入予定。



活用前 集積面積 14.8ha(集積率 48%)



活用後 集積面積 29.1ha(集積率 100%)

【機構の活用実績】

借入面積	29.1ha
転貸面積	29.1ha
新規集積面積	14.3ha

※平成37年度の見込

事例③ 関係機関の一体的支援による新規就農の実現 (愛媛県松山市小山田坊田地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 農業大学が新規就農希望者をJAに紹介。新規就農希望者によるプレゼンテーションを経て、JAが支援を決定し、就農候補園地を紹介。
- 県・市・JAによる新規就農者の営農計画等の作成支援を進めるとともに、JAと市による検討会を開催し、新規就農者や法人への集積方針を決定。担い手への集積・集約化と果樹団地の再生が実現した。
また、JAにも遊休農地2haを含めた3haを集積し、就農希望者の雇用の場が創出された。
- 新規就農者は、まとまりのある4.2haを借り受け、伊予柑等を作付け。



活用前 集積面積 5.5ha(集積率 46%)



活用後 集積面積 10.8ha(集積率 91%)

【機構の活用実績】

借入面積	10.8ha
転貸面積	10.8ha
新規集積面積	4.3ha

事例④ 遊休農地を活用した企業参入と施設園芸の導入 (広島県三原市鷺浦地区)

中山間	果樹	基盤整備
企業参入	集約化	機関連携

- 柑橘等の栽培が盛んな地域（離島）で、遊休化が進行。この事態に憂慮した市が主体となって農地所有者の意向把握のためのアンケートを実施し、園芸用ハウスの建設が可能な遊休農地2haの借入を検討。
- トマトの施設栽培での農業参入を検討していた企業に、市が参入を打診し、新法人を設立しての参入が決定。
- 機構から農地を借り入れて、自社施工で再生整備するとともに、他事業を活用してハウスの建設と養液栽培施設を設置し、営農を開始。今後は、隣接する遊休農地も借り入れ、規模拡大を図る予定。



活用前 集積面積 0.0ha(集積率 0%)



活用後 集積面積 2.0ha(集積率 10%)

【機構の活用実績】

借入面積	2.0ha
転貸面積	2.0ha
新規集積面積	2.0ha

機構を活用した優良事例は、農林水産省ホームページ※でも紹介しています

※「組織別から探す」 → 経営局 「農地中間管理機構の活用」 → 「優良事例集」